

MHM Asian Legal Insights

第 140 号 (2022 年 7 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. タイ : [個人情報保護法 \(PDPA\) の全面施行及び下位規則の状況について](#)
2. インド : [企業結合の事前届出フォームの改訂](#)
3. ミャンマー : [①：ミャンマー中央銀行による外国為替管理の強化～外資企業に対する強制兌換措置の免除とその撤廃等](#)
[②：ミャンマー中央銀行による外国為替管理の強化～オフショアローンの返済繰り延べに向けた対応の指示](#)
[③：工場等における労働者の時間外労働とシフト制勤務に関するガイドラインの公表](#)
4. ベトナム : [政府保証のないオフショアローンの借入条件に関するベトナム国家銀行の通達の改正案の公表](#)
5. シンガポール : [グリーン・プラン 2030 に基づくグリーンボンド発行の枠組みの制定](#)

今月のコラム [インドネシアの隠れた名店・ローカルフード](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 140 号 (2022 年 7 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. タイ：個人情報保護法 (PDPA) の全面施行及び下位規則の状況について

2019 年に制定されつつ、これまで事業者に適用される義務規定について効力発生が猶予されたまま全面施行の延期が続いていた個人情報保護法 (Personal Data Protection Act : 「PDPA」) について、遂に 2022 年 6 月 1 日付けで本格的な効力発生 (全面施行) がなされました。これを受けて、今後は PDPA 上の主要規定の具体的な基準・手続等を定める下位規則が段階的に制定されていく予定であり、今後はその動向が重要となってくるところ、早速、2022 年 6 月 20 日付けの官報に、PDPA の下位規則の第一弾として、以下の各事項に関する告示 (個別に又は総称して「本告示」) が掲載されました。

MHM Asian Legal Insights

(1) 情報管理者の処理記録保持義務免除の対象となる中小規模事業者

PDPA 上、情報管理者（data controller）による個人情報の処理については原則として一定の記録（「処理記録」）を保持する義務が定められているところ、小規模事業者については例外的に当該義務が免除されるものとされています。ここでいう「小規模事業者」について、本告示により主に Small and Medium Enterprise Promotions Act B.E. 2543 (2000)（「中小企業振興法」）上の「中小企業」を含むものと定められました。中小企業振興法上の「中小企業」は、以下の表に記載されている小規模企業又は中規模企業のことをいいます。

中小企業	業種	従業員数	年間売上
小規模企業	製造業	50 人以下	1 億パーツ以下（現在の為替レートで約 3 億 7,900 万円）
	サービス業、卸売業及び小売業	30 人以下	5,000 万パーツ以下（現在の為替レートで約 1 億 9,000 万円）
中規模企業	製造業	51 人以上 200 人以下	1 億パーツ超～5 億パーツ以下（現在の為替レートで約 3 億 7,900 万円～約 19 億円）
	サービス業、卸売業及び小売業	31 人以上 100 人以下	5,000 万パーツ超～3 億パーツ以下（現在の為替レートで約 1 億 9,000 万～約 11 億 4,000 万円）

ただし、「中小企業」が IP アドレスやタイムスタンプ等、コンピュータ犯罪法（Act on Commission of Offences Relating to Computer, B.E. 2550 (2007)）上の「computer traffic data」の収集を伴うサービスを行う場合（インターネットカフェを除く）、当該個人情報の取扱いがデータ主体の権利に影響を与えるおそれがある場合、又は当該中小企業が定期的に（regularly）個人情報の処理を行う必要がある場合には、適用除外の対象にならない点には留意が必要です。

(2) 情報処理者の処理記録記載事項

PDPA 上は下位規則によるものとされるのみで具体的に規定されていなかった情

MHM Asian Legal Insights

報処理者（data processor）が保持すべき個人情報の処理に関する記録について、必要な記録事項が本告示により定められました。情報処理者は、情報処理者の情報、DPO・コンタクト情報、処理する個人情報の種類・目的・セキュリティ措置等の事項に加え、例えば、情報処理者の処理活動を依頼・指示している情報管理者の氏名や詳細情報を保持する必要があります。

(3) セキュリティ対策

PDPA 上、情報管理者は無権限者の個人情報へのアクセス・改変・漏洩を避けるための適切な security measures（「セキュリティ対策」）を実施する義務を負いますが、本告示により、個人情報の形態（書面、電磁的方法又はその他）にかかわらず、セキュリティ対策は、「CIA 三要素（CIA triad）」と呼ばれる個人情報の機密性、完全性、可用性の 3 つの重要な要素で構成されていなければならないものとされました。また、セキュリティ対策は、組織的及び技術的措置を含むものとし、必要な物理的措置を含むことができるとされています。さらに、セキュリティ対策を施すに当たっては、個人情報の性質と処理目的に応じたリスクの大小や、個人情報に関する権利侵害の潜在的リスクも考慮しなければなりません。

情報管理者は、情報処理者に対し、セキュリティ対策を施すことを求めなくてはならないものとされているため、これらのセキュリティ対策に関する義務は情報管理者と情報処理者の双方が遵守する必要があります。

(4) PDPA 上の罰則の適用

PDPA 上、情報管理者や情報処理者の同法違反は禁固刑・過料の対象となることが定められていたところ、本告示により、①専門委員会が違反が重大でないと判断した場合には、専門委員会が違反行為の是正、停止、一時停止、関連する個人情報の処理行為の差止め等を命じることができるとされ、②専門委員会が重大な違反と判断した場合にのみ、当局内の罰則テーブルに基づき法令上の罰則が適用される可能性があるとされています。この「重大な違反行為」の定義は定められていませんが、違反の重大性・深刻度や、当局から指摘を受けたにもかかわらず違反行為を止めず繰り返し違反行為を行ったなどの事情が考慮されることが想定されているようです。専門委員会が、事案の性質に応じて、情報管理者又は情報処理者に対する罰則の適用を検討することになるため、実質的に（少なくとも当面は）同法違反に関する罰則の執行取締りを柔軟化したものといえます。

本告示のうち、(1)、(3)及び(4)に関する告示については、官報掲載の翌日である 2022 年 6 月 21 日付けで発効している一方、(2)に関する告示は、官報掲載の 180 日後である同年 12 月 17 日に発効します。個人情報保護委員会は PDPA の下位規則を今後も段

MHM Asian Legal Insights

階的に発表していく予定とされており、引き続きその動向を注視していく必要があります。

(ご参考)

本レター第 96 号 (2019 年 3 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00036390/20190320-011345.pdf>

弁護士 細川 怜嗣
☎ +65-6593-9467 (シンガポール)
✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 山本 健太
☎ +66-2-009-5099 (バンコク)
✉ kenta.yamamoto@mhm-global.com

2. インド：企業結合の事前届出フォームの改訂

インドの競争法 (Competition Act, 2002) において、ある企業体の支配権、株式、議決権又は資産を取得する取引が同法上の「企業結合」(combination) の定義に該当する場合、同法及びその下位規則である企業結合規則 (Competition Commission of India (Procedure in regard to the transaction of business relating to combinations) regulations, 2011) の定めにしたがって、インド競争委員会 (Competition Commission of India) に対して事前届出を行う必要があります。

この事前届出に用いられるフォームとして、簡易版であるフォーム I と詳細版であるフォーム II が用意されており、これらフォーム I・II の内容は、企業結合規則によって規定されています。

企業結合規則上は、全ての企業結合は通常は簡易版であるフォーム I により事前届出を行うこととされていますが、当該企業結合がインド国内の関連市場における競争に著しい悪影響を及ぼすおそれがあるかについて初期的判断を行うために、インド競争委員会がフォーム II 所定の詳細な情報が必要であると判断する場合、当事者に対して同フォームの提出を指示することができるとされています (このような事態が予想される場合は、最初からフォーム II を提出することも可能です)。

2022 年 3 月 31 日、インド競争委員会は、事前届出フォームのうちフォーム II について、その内容を改訂する告示を発し、当該改訂は、同年 5 月 1 日より発効しました (改訂前のものについて「旧フォーム II」、改訂後のものについて「新フォーム II」)。

従前、フォーム II は、13 の記載項目から構成されていましたが、記載項目間で重複があったり、記載項目によってはその内容が曖昧であるといった指摘がありました。今回の改訂により、重複する記載項目が統合整理され、記載項目も従前の 13 から 7 に削減されることとなり、より内容が明確化されることとなりました。

具体的には、以下の表のとおりです。

MHM Asian Legal Insights

旧フォームII	新フォームII
① 企業結合の概要	① 企業結合の当事者の基本情報
② 企業結合の目的	② ファイリング費用に関する記載
③ ファイリング費用に関する記載	③ 届出に関する窓口担当者個人の詳細
④ 企業結合の当事者の詳細	④ 届出基準該当性判断のための資産と売上に関する情報
⑤ 届出に関する窓口担当者個人の詳細	⑤ 企業結合の詳細
⑥ 企業結合の詳細	⑥ 企業結合の当事者の事業活動
⑦ 添付書類	⑦ 添付書類
⑧ 企業結合の規模	
⑨ 企業結合の当事者の所有及び支配に関する情報	
⑩ 企業結合の当事者の製品・サービスの詳細	
⑪ 関連市場に関する情報	
⑫ 他の法域におけるファイリング等に関する書類	
⑬ その他有益と考えられる情報	

特に、旧フォームIIの⑨企業結合の当事者の所有及び支配に関する情報、⑩企業結合の当事者の製品・サービスの詳細、⑪関連市場に関する情報といった内容が、新フォームIIでは、⑥企業結合の当事者の事業活動として統合され、より簡素化された項目になりました。

以上のように、今回の改訂で、フォームIIは、従前に比べて明快なものとなり、企業結合の事前届出を行う企業にとって利便性が向上したと評価でき、投資をより誘致しようとするインド政府の姿勢が表れたものといえます。このフォームIIの改訂により事前届出フォームに基づく審査実務がより効率化されるのか、引き続き注視する必要があります。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824 (東京)

✉ yohei.koyama@mhm-global.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405 (大阪)

✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

3. ミャンマー

①: ミャンマー中央銀行による外国為替管理の強化～外資企業に対する強制兌換措置の免除とその撤廃等

ミャンマー国内の外貨不足を受けたミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar : 「CBM」）による外国為替管理措置（「本外為替管理措置」）の導入とその後の経過については、本レター第 136 号（2022 年 4 月号外）以降の各号においてお伝えしたとおりです。本号では、本外為替管理措置の 2022 年 6 月 20 日以降の続報として、当該措置の適用免除に関する CBM の動きと、CBM から外為取扱銀行に対するオフショアローンの返済繰り延べに向けた対応の指示について、以下概要をお伝えします。

(1)強制兌換措置の適用免除について

(a) 強制兌換措置の状況

本外為替管理措置は、外国通貨のミャンマーチャットへの転換義務（「強制兌換措置」）と、外貨送金の実施に関する外国為替監督委員会（Foreign Exchange Supervisory Committee）（「外為監督委員会」）の事前承認取得義務（「外貨送金規制」）をその内容とするものです（詳細については、本レター第 136 号（2022 年 4 月号外）以降の各号をご参照下さい。）。このうち、強制兌換措置については、その適用が除外される事業や機関（「免除事業」）を CBM が指定することができるとされています。本レター第 138 号（2022 年 5 月号）及び第 139 号（2022 年 6 月号）でお伝えしたとおり、免除事業として、ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission : 「MIC」）からの承認を受けた事業や経済特区（Special Economic Zone）における事業に関するもの及び 10%以上の外国資本が入っている企業等が指定されていました。CBM は、2022 年 6 月 29 日付けレター第 FE-1/643 号において、韓国の Woori Bank やインドの Panjab National Bank 等を新たに免除事業に追加する旨を公表しました。このように 2022 年 6 月末の段階では、少なくとも強制兌換措置は外資会社には適用されないとの安堵感も広がりつつありました。

(b) 外資会社に対する適用免除の撤回

ところが、その後、事態は大きく変わることになります。CBM は、2022 年 7 月 13 日付けレター第 FE-1/739 号において、10%以上の外国資本が入っている企業については免除事業から除外することを公表しました。これにより、多くの外資企業は MIC による投資許可を受けているなどの他の要件に該当しない限り、再び強制兌換措置の適用を受けることになりました。

MHM Asian Legal Insights

(c) ミャンマー内資企業に対する強制兌換の開始

この2日後に、CBMは、2022年7月15日付けでレター第FE-1/754号を発出しました。それによると、外資持分が35%以下の企業について外貨のミャンマーチャットへの強制兌換を開始すると外為監督委員会が決定した旨と、各銀行は対象となる企業のリストをCBMに報告すべき旨が記載されています。35%という外資持分の閾値は、ミャンマー会社法における「外資会社」の定義に合わせたものと推察されます。このように、まずはミャンマー内資会社から強制兌換が行われることとなりましたが、本レターには外資出資割合が35%を超える外資会社を強制兌換措置から除外する旨は記載されていません。そのため、法的には外資会社も引き続き強制兌換措置の対象となっている可能性が高い（ただし、実際に強制兌換が行われるタイミングはミャンマー内資会社よりも後になる。）ものと思われれます。

(2) 適用免除の内容（何が免除されるか）についての混乱

上記のとおり、外資会社に対して適用が免除されるかという点について二転三転するという混乱が見られました。これに加えて、何が免除されるのかという点についても混乱が見られました。

明文規定上は強制兌換措置のみが適用免除となると明記されています。他方で、CBMからは、外貨送金規制についても適用免除とする旨の説明が行われた場面もあったようで、その取扱いについて関係者間で混乱が生じていました。現地金融機関において、免除事業による国外への外貨送金のうち、当該機関が保有する外貨を原資とするものについては外為監督委員会の事前承認を不要とする取扱いが行われていた事例もあったようです。この点について、CBMは、2022年7月6日付けレター第FE-1/696号において、送金原資が自己資金であるか否かを問わず、外貨送金規制は全ての免除事業についても適用される旨を公表しました。これにより、免除事業に関して適用除外となるのは強制兌換措置のみであることが明確にされたこととなります。

②：ミャンマー中央銀行による外国為替管理の強化～オフショアローンの返済繰り延べに向けた対応の指示

2022年7月13日付けレター第FE-1/744号において、CBMは、外為取扱銀行に対し、ミャンマー国外からのオフショアローンの元金弁済のリスケジュールに向けた協議を行うことを関係顧客に依頼するよう通知を行いました。これは元金弁済に伴う外貨の国外流出を食い止めるための措置として出されたものと推察されます。

この措置は顧客（である借入人）と貸付人が元金返済スケジュールの変更を協議するように要請するものととどまります。しかし、含意としてはCBMが満足する内容の

MHM Asian Legal Insights

協議が行われない場合には元金弁済のための海外送金が認められない可能性があります。実際の運用次第ではあるものの、当面弁済期が到来する全てのオフショアローンについて、リスケジュールを強制するに等しい結果となる可能性もあり、ミャンマー法人に対してオフショアローンを提供している事業者にとっては極めて大きな影響が生じることが予想されます。

ミャンマーにおける外貨不足は、改善の兆しが見られない状態が続いています。本外為管理措置の導入された2022年4月以降は、特に現地での外貨調達が困難になっており、輸入代金の決済資金を調達する目途が立たないために操業を停止せざるを得ない事業者も出てきています。個人による自動車輸入を禁止するなど、CBM以外の関係当局も外貨の流出を抑えるための様々な措置を採っているものの、目立った成果が出ていない状況です。上記のとおり、免除事業の範囲や何が免除されるのかといった点についてCBMの方針が短期間のうちに変更されるなど、当局の一貫性のない対応が目立つことから、今後も引き続きCBMを含む関係当局の動向を注視していく必要があります。

(ご参考)

本レター第136号(2022年4月号外)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064325/20220408-041318.pdf>

本レター第138号(2022年5月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064627/20220520-114800.pdf>

本レター第139号(2022年6月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00064989/20220620-023853.pdf>

③ : 工場等における労働者の時間外労働とシフト制勤務に関するガイドラインの公表

ミャンマー労働省(Ministry of Labour)は、2022年6月23日、工場及び作業現場において執務する労働者に関し、時間外労働の取扱いと、シフト制勤務の取扱いについて定めるガイドラインを公表しました。それぞれの概要は以下のとおりです。

(1) 時間外労働に関するガイドライン(「時間外労働GL」)について

時間外労働GLでは、工場又は作業現場において、労働者に時間外労働をさせるためには、当該労働者の同意を得た上で、雇用する労働者の人数に応じて定められる所定の窓口(例えば労働者数が500名以下の場合には、郡区の工場及び労働法監督部が窓口となる。)に事前に申請を行い、時間外労働を行う日の7日前までに当局の承認を得なければならないことが定められました。このような当局の事前承認の取得は、従前より当局の定めるガイドラインにおいて求められていたものです。これまでは3日前までに手続すれば足りたものが、今般の時間外労働GLにより7日前までの対応

MHM Asian Legal Insights

が必要になりました。

また、1日当たりの時間外労働の上限について、連続操業が必要な事業とそれ以外の事業それぞれに関して下表のと通りの規制が定められています。

連続操業が不要な場合	月曜日～金曜日：3時間 土曜日：5時間
連続操業が必要な場合	2時間40分

さらに、時間外労働 GL では、週当たりの法定労働時間を 48 時間とする事業者として、電力供給事業、製氷工場、石油精製プラント等を指定しています。工場法 (Factories Act) 上、労働者の法定労働時間について、原則 44 時間/週とし、技術的な理由により連続操業が必要な場合に限り 48 時間/週とすることが定められています。時間外労働 GL は、工場法の上記定めに基づき 48 時間/週が法定労働時間となる具体的業種を指定したものと考えられます。

(2) シフト制勤務に関するガイドライン (「シフト勤務 GL」) について

シフト勤務 GL では、シフト制勤務の導入に際し、雇用条件遵守の誓約書や職場調整委員会が設置済であることを記載した書面等、使用者から当局に対して一定の書類を提出することが必要である旨が規定されています。また、シフト制勤務を導入する場合には、夜間のシフトで勤務する労働者のための通勤手段や休息スペースの確保等、使用者側で一定の対応を取ることが義務付けられています。シフト勤務 GL がどのような法的根拠に基づくものかは判然としないものの、当局としては、事業者に対し同 GL に沿った事業運用を行うことを求めていくことは明らかなです。そのため、シフト制の操業を行っている工場等においては、シフト勤務 GL の内容につき詳細を精査の上、その内容に沿った対応が採られているかの確認を行うことが望ましいと思われま

弁護士 武川 文士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)
☎ +65-6593-9752 (シンガポール)
☎ +84-24-3267-4101 (ハノイ)
✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)
☎ +65-6593-9762 (シンガポール)
☎ +84-28-3622-1632 (ホーチミン)
✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)
☎ 03-6266-8566 (東京)
✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

4. ベトナム：政府保証のないオフショアローンの借入条件に関するベトナム国家銀行の通達の改正案の公表

2022年5月、ベトナム国家銀行（「SBV」）から、政府保証のないオフショアローンの借入条件に関する通達（Circular No.12/2014/TT-NHNN：「通達12号」）の改正案（「本改正案」）がパブリックコメント募集のために公表されました。

現地法人においてオフショアローンの借入れは重要な資金調達方法の一つであるところ、本改正案はその借入条件について重要な規制の新設・変更を含むものであり、仮にこのまま施行された場合、実務に与える影響が大きいと考えられます。本稿ではその主要内容についてご紹介します。

(1) オフショアローンの借入費用の上限設定

通達12号において、SBVは、必要に応じ、オフショアローンの借入費用に対し上限を設定することができるかとされていますが、現在までのところ、SBVはこの上限を設定していません。

これに対し、本改正案では、全てのオフショアローンについて、借入費用が、年間当たり、総借入額に対して以下の利率を超えてはならないとされています。

(a) 外貨建ての場合

- ① 貸付契約において当事者が合意した基準金利に年率8%を加えた利率、又は
- ② SOFRの6か月物タームレートに年率8%を加えた利率（当事者が合意した基準金利がない場合）

(b) ベトナムドン建ての場合

ベトナム国債の金利に年率8%を加えた利率

この借入費用上限の遵守状況の監督のため、借入人は、ローン契約締結時・変更時に借入費用の見積金額表を作成し、代表者が署名することが求められています。当該見積金額表については、①SBVへの登録義務がない期間1年以下の短期ローンについては、（口座開設銀行において借入費用の上限を確認できるよう、）借入人がこれを貸付実行時・返済時に口座開設銀行に提示しなければならないと、他方、②SBVへの登録義務がある期間1年超の中長期ローンについては、借入人がこれをSBVへの登録時に提出しなければならないとされています。

(2) 外国為替変動リスクのヘッジ取引の義務づけ

通達12号では一定のオフショアローンについて外国為替変動リスクのヘッジ取引を義務づける旨の規定は設けられていないところ、本改正案では、外貨建てのオフ

MHM Asian Legal Insights

ショアローンの借入人は、以下の表記載の各基準を満たす場合に、所定の金額について外国為替変動リスクのヘッジ取引を行わなければならない旨が規定されています。

ローンの種類	基準	外国為替変動リスクのヘッジ取引の対象とすべき金額	取引時期
短期ローン	借入額が 50 万米ドル（現在の為替レートで約 6,900 万円）相当額超	借入額の 30%以上相当額	融資実行日以前
中長期ローン	元本分割返済金額が 50 万米ドル（現在の為替レートで約 6,900 万円）相当額超	元本分割返済金額の 30%以上相当額	元本分割返済金の返済日の 3 か月以上前

なお、この義務は、借入人が金融機関等に当たる場合に加えて、借入人においてローン返済に十分な外貨建て収入が見込まれる場合には適用されないと規定されていますが、本改正案上、外貨建て収入の見込を証するための具体的な判断基準等については規定がなく、施行までに明確化されることが期待されます。

(3) 金融機関以外によるオフショアローンの資金用途の規制変更

通達 12 号においては、オフショアローンの資金用途は、以下の項目に限定されています。

- (a) 借入人又は借入人の投資先による事業及び生産計画若しくは投資プロジェクトの実施
- (b) 借入費用を増加させることのないオフショアローン債務の借換え

上記に加え、通達 12 号では短期ローンについては中長期ローン資本と同じ目的で借り入れることはできないされているものの、その具体的な範囲については一定の議論があったところです。

これに対し、本改正案では、短期ローンの資金用途については、当該オフショアローン契約締結から 12 か月以内に支払期限の到来する短期金銭債務の支払をする目的である場合とされ、かつ、①ベトナム居住者とのローン契約から生じる債務、②証券取引、株式・定款資本の購入、不動産投資及びプロジェクト譲渡のための債務の支払については、そのような短期金銭債務の支払からは除外される（すなわち、これら①②

MHM Asian Legal Insights

の債務の支払を目的とする場合は支払期限の到来が 12 か月以内であっても短期ローンは利用できない) こととされています。

また、中長期ローンの資金用途については、通達 12 号で認められていた借入人の投資先で使用する目的でのオフショアローンについて本改正案では明示的に言及されておらず、これができなくなる可能性があります。

このように、本改正案では、全体的にオフショアローンの資金用途を制限しようとする姿勢が窺われ、特に短期ローンについては株式の購入や不動産投資を資金用途とすることが明確に禁じられている点には留意を要します。

(4) 金融機関以外による中長期ローンの借入限度額に関する規制の変更

通達 12 号においては、金融機関以外による中長期ローンの借入限度額について、投資登録証 (IRC) の有無によりルールを分けており、具体的には、①投資登録証 (IRC) を有する借入人の (オンショア・オフショアの) 中長期ローンの借入限度額について、投資登録証上に記録された投資資本総額と定款資本額との差額を超えてはならないことが規定され、②投資登録証 (IRC) を有しない借入人の (オンショア及びオフショアの) 中長期ローンの借入限度額については、特段上限が設けられておらず、事業・生産計画に基づく資金需要の範囲と認められる限り、借入れが許容されています。

これに対し、本改正案では、(借入人の属性ごとに様々な借入限度額に関する規定が盛り込まれているところ) 金融機関以外による中長期ローンの借入限度額について、以下のとおり、借入目的ごとに借入限度額に関する規制が整理されています。

借入目的	借入限度額
借入人の投資プロジェクトの実施	投資登録証上に記録された投資資本総額と定款資本額との差額
借入人の事業活動及び生産活動に利用可能な資本規模の拡大	ローン契約締結時の直近の監査済財務諸表に記録された自己資本 (自己資本が定款資本より低い場合は定款資本) の 3 倍
借入人の既存オフショアローンの借換え	借換え前の既存借入金の元利金残高

これは、通達 12 号において規定されている上記①の投資登録証 (IRC) を有する借入人の (オンショア・オフショアの) 中長期ローンの借入限度額についての規制を実質的に維持する一方で、上記②の投資登録証 (IRC) を有しない借入人の (オンショア及びオフショアの) 中長期ローンの借入限度額について具体的な借入限度額を新設するものです。

MHM Asian Legal Insights

(5) 担保執行代理人の選任の義務づけ

従来より、担保付オフショアローンの取引では、ベトナム国内の担保の執行手続等を行う担保執行代理人を選任して担保の執行手続を行う実務が採用されてきましたが、通達 12 号では、この担保執行代理人を直接明示する規定は設けられていませんでした。

本改正案では、当事者間で担保執行の方法として担保資産を代物弁済することが合意される場合を除き、ベトナム国内の資産を担保に供した担保付オフショアローンの貸付人は、当該担保資産に対する担保執行のために担保執行代理人を選任することが義務づけられ、かつ、その担保執行代理人には、商業銀行や外国銀行支店に加え、「ベトナムで設立・運営されているその他の法人」も就任することができる旨の文言が盛り込まれています。しかし、それ以上にその資格要件の詳細は規定されていないため、施行時にどのような内容となるか、注目されます。

本改正案の内容は、通達として公布されるまでの間、変更が加えられる可能性があります。いずれもオフショアローンの借入条件に重要な影響を与えるものと考えられ、今後の動向に注視する必要があります。

弁護士 江口 拓哉 ☎ +84-28-3622-2601 (ホーチミン) ☎ 03-5223-7745 (東京) ✉ takuya.eguchi@mhm-global.com	弁護士 岸 寛樹 ☎ +84-24-3267-4102 (ハノイ) ✉ hiroki.kishi@mhm-global.com
弁護士 西尾 賢司 ☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン) ✉ kenji.nishio@mhm-global.com	弁護士 大西 敦子 ☎ +84-24-3267-4107 (ハノイ) ✉ atsuko.onishi@mhm-global.com

5. シンガポール：グリーン・プラン 2030 に基づくグリーンボンド発行の枠組みの制定

2022 年 6 月 9 日、シンガポール財務省 (Ministry of Finance Singapore: 「MOF」) は、重要インフラ貸付法 (the Significant Infrastructure Loan Act 2021) に基づくグリーンボンド発行の枠組み (Singapore Green Bond Framework: 「同枠組み」) を公表しました。シンガポール政府は、今後 10 年間のグリーン経済と気候変動への対応指針を定めた計画書「シンガポール・グリーン・プラン 2030」を 2021 年に公表しており、同計画書の下で掲げるシンガポールのグリーン・ファイナンス・ハブ化に向けた取り組みの一環として、公共部門への資金提供を目的とした政府による最大 350 億シンガポールドル (現在の為替レートで約 3 兆 4,700 億円) のグリーンボンド発行計画が 2022 年度予算案に盛り込まれています。

MHM Asian Legal Insights

このような背景から、同枠組みは、シンガポールのインフラストラクチャー・プロジェクトへの資金提供を目的とするグリーンボンドの発行に先駆けて、国際市場の原則と基準に沿った公共部門のグリーンボンド発行ガイドラインとして策定されたものです。同枠組みでは、①グリーンボンドの発行による収益の利用、②プロジェクトの評価と選定、③収益の管理、及び④発行後の収益の配分と環境への影響に関する報告義務等、グリーンボンド発行のための規制及び管理基準が定められており、本稿では、それらの概要を紹介いたします。

(1) グリーンボンドの発行による収益の利用

グリーンボンドの発行による利益は、化石燃料、原子力、紛争鉱物といった環境を損なう分野に関する支出を除く、以下 8 つの分野の支出に充当されると定められています（「適格グリーン支出」）。

- 再生可能エネルギー
- エネルギー効率
- グリーンビルディング
- クリーン輸送
- 持続可能な上下水管理
- 公害防止・抑制・循環経済
- 気候変動への適応
- 生物多様性の保全と天然資源・土地利用の持続可能な管理

さらに、適格グリーン支出の基準を満たす「国家の重要なインフラ・プロジェクト」の資金調達に充当される必要があるとされ、それはシンガポール政府の管理下にあるプロジェクトであること、少なくとも 40 億シンガポールドル（現在の為替レートで約 4,000 億円）の予算を要し、50 年以上の耐用年数があること、シンガポールの生産性又は経済・環境・社会的持続可能性を支援又は実質的に改善するものであることに限定されています。

(2) プロジェクトの評価と選定

MOF が設置し、財務大臣が議長を務めるグリーンボンド運営委員会（The Green Bond Steering Committee）が重要な決定を監督・承認する全体的な責任を有しています。また、グリーンボンドの発行者は、以下について投資家に明確に情報提供を行う必要があります。

- 適格グリーン支出の対象となるプロジェクトの環境持続可能性

MHM Asian Legal Insights

- 適格グリーン支出の対象となるプロジェクトに該当すると判断するための判断プロセス
- 発行元による関連する社会的・環境的リスク識別及び管理についての補完的な情報

(3) 収益の管理

グリーンボンドの発行から 2~3 年以内に、グリーンボンド運営委員会が承認したプロジェクトに収益の全額を充当することを目指すとされています。

(4) 報告

完全に収益が充当されるまで、グリーンボンド発行による収益の配分状況、及び適格グリーン支出に伴う環境的・社会的貢献に関する報告書を、少なくとも毎年 1 度は投資家に提供する必要があるとされています。

上記のとおり、同枠組みの制定は、シンガポールにおけるグリーン・ファイナンスの重要性と、今後のグリーン・ファイナンス市場の成長が予想されることを示しており、今後も政府の取り組みに留意していく必要があります。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣
☎ +65-6593-9467 (シンガポール)
✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

パラリーガル 有馬 潤
☎ +65-6593-9750 (シンガポール)
✉ megumi.arima@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーインドネシアの隠れた名店・ローカルフードー

各国におけるコロナ情勢も徐々に落ち着きを見せ、以前と比べると国境も開かれて来ていることから、出張等でインドネシアを訪れる機会も多くなるかと思えます。かくいう筆者も、7月上旬に約2年ぶりにジャカルタを訪れました。今回は、その際に筆者が実際に足を運び経験した、ジャカルタの隠れた名店や日本からの出張者・滞在者にはあまり馴染みがないと思われる一方で、インドネシアではメジャーな料理として多くの人に人気のローカルフードをご紹介します。

(1) Iga Bakar (イガバカル)

インドネシア料理といえば、ナシゴレンやサテを想像する方は多いかと思いますが、Iga Bakar という料理はご存知でしょうか。Iga というのは、インドネシア語で肋骨を意味し、Bakar というのは焼いたり、焙ったりすることをいいます。既にピンときた方もい



らっしゃるかもしれませんが、Iga Bakar というのは、スペアリブのことを意味します。もっとも、イスラム教が多数派であるインドネシアにおいては、Iga Bakar と言った際には、牛のスペアリブのことを指しています。写真は、今回筆者が実際に行った、Kelapa Gadingにある Sop Konro Karebosi というお店の Iga Bakar です。インドネシアでは、サテやガドガド等多くの料理にピーナッツソースが使われていますが、この Iga Bakar にもピーナッツソースがふんだんに使われており、お勧めの逸品です。特に、お肉とピーナッツソースが好きという方は、是非ともお試しください。

(2) Dunia Kopi Pasar Santa

インドネシアのお土産にコーヒーを選ばれる方も多いのではないかと思います。特に、インドネシア原産のルアックコーヒー (Kopi Luwak) は日本でもよく知られていて、お土産としても人気があります (ご存じの方も多いかもしれませんが、ルアックコーヒーは、ジャコウネコが食べたコーヒー豆の排泄物を洗浄・乾燥させてつくられるコーヒーです。)。しかし、ルアックコーヒーは、モール等では比較的高値で販売されており、中々気軽には買えないという方もいらっしゃるかもしれません。そのような方にご紹介させていただきたいのが、Dunia Kopi Pasar Santa というコーヒーショップです。あまり聞きなじみがないかもしれませんが、Santa Modern Market という市場の地下1階にお店があります。

MHM Asian Legal Insights

お店には、筆者が目視で確認できた範囲だけでも約 100 種類のコーヒー豆が並んでおり、全てのコーヒー豆が 100g 単位で購入することができます。購入したコーヒー豆を挽いてくれるのはもちろんのこと、試飲等もできます。筆者は、コーヒー通ではないので、ひとまず、ルアックコーヒーを購入しました（50,000 インドネシアルピア／100g）（現在の為替レートで約 460 円／100g）が、本格的なルアックコーヒーとしては破格の値段なのではないでしょうか。ルアックコーヒー用の包装もしてくれるので、お土産にも適しています。

コーヒー好きの方やインドネシアのお土産にコーヒーをお願いされている方は一度足を運んでみてはいかがでしょうか。



(↑) Santa Modern Market の入り口です。



(弁護士 シャハブ 咲季)

MHM Asian Legal Insights

セミナー・文献情報

- セミナー 『【有料 WEB セミナー】 ケースで理解するカーブアウト M&A～基礎から案件遂行上の実務ポイントまで～』
視聴期間 2022年7月11日（月）10:00～2022年9月12日（月）17:00
講師 佐藤 典仁
主催 株式会社商事法務

- セミナー 『金融ファクシミリ新聞社セミナー「カーブアウト M&A を行う際の留意点～アジアにおける多国籍カーブアウトを例に～」』
開催日時 2022年8月3日（水）9:30～11:30
講師 佐藤 典仁
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com